

包括連携協定一覧

| No. | 締結日 | 締結者 | | | 協定書 | 目的 | 内容 | 協定期間 | | |
|-----|-------------------|----------|-----|----------------------------------|-----------|--|---|---|-------------------|---------------------|
| 1 | 2008(平成20年)3月18日 | 学校法人福山大学 | 理事長 | 株式会社中国新聞 | 代表取締役社長 | 中国新聞社と福山大学との連携協力に関する協定書(地域の振興に貢献) | 甲及び乙は、連携協力を通じて相互に発展し、地域振興に貢献することを目的とする。 | (連携協力する事項) 人材育成の推進に関する事項。地域振興の施策の推進に関する事項。教育・研究の推進に関する事項。各種情報の相互提供および広報活動に関する事項。その他第1条の目的を達成するために必要と認める事項。 | 2009(平成21年)3月18日 | 自動継続 |
| 2 | 2008(平成20年)3月26日 | 学校法人福山大学 | 理事長 | 社団法人広島交響楽協会 | 理事長 | 広島交響楽協会と福山大学との連携協力に関する協定書(芸術文化振興・教育研究推進) | 甲及び乙は、連携協力を通じて相互に発展し、地域の芸術文化の振興及び芸術文化の教育・研究の推進に貢献することを目的とする。 | (連携協力する事項) 芸術文化の振興に関する事項。芸術文化の教育の推進に関する事項。芸術文化組織の運営研究に関する事項。芸術文化の広報活動推進に関する事項。その他第1条の目的を達成するために相互が必要と認めた事項。 | 2009(平成21年)3月31日 | 自動継続 |
| 3 | 2010(平成22年)5月27日 | 福山大学 | 学長 | 広島大学 | 学長 | 広島大学と福山大学との大学間交流に関する包括協定書(教育・研究活動の交流と連携協力推進) | 本協定は、両大学の理念を尊重の上、教育・研究活動の包括的な交流と連携・協力の推進によって、我が国の教育・研究の一層の進展に資することを目的とする。 | (連携・協力の努力) 共同の研究プロジェクト。教職員の交流。学生の交流。施設の利用。その他本協定の目的を達成するために必要な事項。 | 2015(平成27年)5月27日 | 自動継続 |
| 4 | 2013(平成25年)5月17日 | 学校法人福山大学 | 理事長 | 東京都 東京2020オリンピック・パラリンピック招致委員会 | 知事 理事長 | 協定書(2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会招致にかかる連携協力) | 本協定は、2020年東京オリンピック・パラリンピック招致活動を実現させるにあたり、大学、東京都及び招致委員会がそれぞれの資源を活用し、相互に連携・協力体制を構築することを目的とする。 | (連携事項) 人的分野及び教育的分野での連携。オリンピック・パラリンピック招致に関わる研究分野での連携。オリンピックマーチ推進に関する連携。オリンピック・パラリンピック招致に関わる国内PR活動での連携。 | 2013(平成25年)9月8日 | 終了 |
| 5 | 2013(平成25年)5月17日 | 学校法人福山大学 | 理事長 | 一般財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会 | 会長 | 協定書(2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会教育推進にかかる連携協力) | 本協定は、2020年に開催する東京オリンピック・パラリンピック競技大会の成功に向け、大学と組織委員会がそれぞれの資源を活用し、オリンピック教育の推進や大会機運の醸成等、大会に向けた取組を進めるため、相互に連携・協力体制を構築することを目的とする。 | (連携事項) 人的分野及び教育的分野での連携。オリンピック・パラリンピック競技大会に関わる研究分野での連携。オリンピック・パラリンピック競技大会の国内PR活動での連携。オリンピックマーチメント推進及びオリンピックレガシーの継承に関する連携。 | 2020(平成32年)12月31日 | 期間中 自動継続 条項有り |
| 6 | 2013(平成25年)9月30日 | 福山大学 | 学長 | 福山市 | 市長 | 福山市と福山大学との連携に関する包括協定書(地域社会の形成・発展) | 本協定は、市及び大学が、包括的な連携のもと相互に協力し、活力ある個性豊かな地域社会の形成・発展に寄与することを目的とする。 | (連携事項) 地域振興、地域課題の解決に関する事。人材の育成に関する事。教育・研究・文化・スポーツの推進に関する事。国際交流の推進に関する事。災害対策に関する事。その他、前条の目的を達成するために必要と認める事項。 | 2016(平成28年)9月30日 | 期間中 自動継続 条項有り |
| 7 | 2013(平成25年)12月26日 | 福山大学 | 学長 | 笠岡市教育委員会 | 教育長 | 笠岡市教育委員会と福山大学との連携協力に関する協定書(教育の充実及び発展) | 本協定は、甲と乙が教育に関して相互の人的及び知的資源の機能を活用して交流し、実践的な連携協力をを行うことによって、甲と乙の教育の充実及び発展に寄与することを目的とする。 | (内容) 生涯学習に関する事。人材育成に関する事。教育上の諸問題に対応した調査・研究に関する事。教職員等の交流に関する事。その他、甲と乙が協議決定した事項。 | 2014(平成26年)3月31日 | 自動継続 |
| 8 | 2015(平成27年)9月24日 | 福山大学 | 学長 | 広島県警察本部 | 交通部長 | 広島県警察と福山大学における交通安全教育等に関する共同研究協定書 | 本協定は、県警及び大学が連携して広島県内で発生している交通事故の分析等を行い、共同して研究し、広島県の交通安全教育等への活用及び交通事故防止に寄与することを目的とする。 | (共同研究) 研究課題 高齢者の危険性認識の分析に基づく効果的な交通安全教育手法。交通事故多発地点の特徴の分析に基づく運転教育システム等の検討・試作 | 1年間 | 自動継続 |
| 9 | 2016(平成28年)5月19日 | 福山大学 | 学長 | 株式会社広島銀行 | 取締役頭取 | 福山大学と株式会社広島銀行との相互協力協定書 | 甲及び乙は、それぞれが保有する情報やノウハウ等を用いて相互に協力(以下「相互協力」という。)し、地方創生の積極的な推進を図ることを目的として、本協定を締結する。 | (相互協力の内容) 相互のノウハウを生かした地域課題解決に関する業務協力。研究成果等の活用に関する業務協力。その他相互及び地域の発展に寄与する業務協力。 | 2017(平成29年)3月31日 | 期間中 自動継続 条項有り |
| 10 | 2016(平成28年)12月27日 | 福山大学 | 学長 | 島根県 | 県知事 | 島根県と福山大学との就職支援に関する協定書 | 甲と乙が相互に連携・協力に努め、学生の就職活動を支援することにより、島根県へのU・Iターン就職の促進を図ることを目的とする。 | (相互協力の内容) 島根県内の企業情報、各種イベント等の周知、合同企業説明会等の開催、保護者向けの就職セミナーの開催、就職に関する情報交換及び実績把握、しまね学生登録の推進、インターンシップ参加の支援、島根県に関する情報の発信、就職促進 | 2017(平成29年)3月31日 | 期間中 自動継続 条項有り |

| | | | | | | | | | | |
|----|------------------|------|----|-------------------------|-----------|---------------------------------------|--|---|------------------|-------------|
| 11 | 2017(平成29年)3月16日 | 福山大学 | 学長 | 国土交通省中国地方整備局 | 局長 | 福山大学と中国地方整備局との包括的連携・協力に関する協定書 | この包括的連携・協力は、甲と乙がこれまで長年にわたり培ってきた信頼関係と連携・協力の実績を基盤に、より緊密かつ組織的な連携・協力体制をとることにより、甲にあっては広範囲な教育・研究面の向上及び地域社会への貢献を、乙にあっては、安心・安全で個性豊かな誰もが元気に暮らせる地域づくりの推進に寄与することを目的とする。 | (相互協力の内容) 甲と乙は、「安全・安心」、「歴史・文化」、「自然・環境」、「経済の活性化」、「技術開発」の各分野における次の事項に関する交流活動・委員会等について、両者が連携・協力をを行うこととする。 (1)事業の円滑な推進(2)各種施策の推進に関する情報交換及び連絡調整(3)その他両者が連携・協力できること | 2018(平成30年)3月31日 | 期間中自動継続条項有り |
| 12 | 2017(平成29年)9月1日 | 福山大学 | 学長 | 福山市 福山市選挙管理委員会 | 市長 委員長 | 福山大学期日前投票所の設置等に関する協定書 | この協定は、市の区域で執行する公職選挙法(昭和25年法律第100号)の適用する選挙において、大学が管理する施設を市が借り受け期日前投票所として使用することについての必要な事項を定める。また、大学内における期日前投票の広報活動の協力及び学生や大学関係者に対する投票の啓発・推進に資することを目的とする。 | (相互協力の内容) 使用物件 福山大学1号館2階自習室、什器類、電源 協力 市及び市選管及び大学は、市選管が執行する選挙に対し次の各号に掲げる事項を三者で協力するものとする。 一 大学内における期日前投票所の広報活動 二 大学の学生及び大学関係者に対する投票の啓発・推進 三 その他、三者で必要とする事項 | 2018(平成30年)3月31日 | 期間中自動継続条項有り |
| 13 | 2020(令和2年)1月23日 | 福山大学 | 学長 | 株式会社エブリイホーム ホールディングス | 社長 | 福山大学と株式会社エブリイホームホールディングスとの協働事業に関する協定書 | 甲及び乙は、甲と乙がそれぞれの事業における物的・人的資本やノウハウ等に基づき事業を連携して実施することにより福山地域における教育及び研究活動の発展を目指すことを目的とする。 | (内容) 甲の学生の教育に関する社会連携活動事業、甲及び乙が必要と認めた事業 | 2021(令和3年)1月23日 | 期間中自動継続条項有り |
| 14 | 2020(令和2年)9月1日 | 福山大学 | 学長 | 広島県中小企業家同友会 | 代表理事 | 広島県中小企業家同友会と福山大学との連携協力に関する協定書 | この協定は、甲と乙が相互に連携協力に努め、地域の発展を通じて豊かな国民生活の実現に資することを目的とする。 | (連携・協力事項) 地域活性化に関する事項。地域が抱える課題を解決するための調査・研究。人材育成に関する事項。人的交流の推進。 | 2021(令和3年)3月31日 | 自動継続 |